

第 25 回 大阪府道路メンテナンス会議

大阪府道路メンテナンス会議 事務局

令和6年9月24日

(近畿地方整備局)大阪合同庁舎1号館

第1別館 2階 大会議室

大阪府道路メンテナンス会議 規約

(名称)

第1条

本会は、「大阪府道路メンテナンス会議」(以下、「本会議」という。)と称する。

(目的)

第2条

本会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、大阪府内における、道路施設の高齢化や老朽化による不具合への対応、施設の大量更新時期への備え等、道路の維持管理を効率的効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路の維持管理の促進を図ることを目的とする。

(活動)

第3条

本会議は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)道路施設の長寿命化対策に関する情報共有。
- (2)道路施設の点検・修繕計画に関する情報共有。
- (3)道路施設の損傷事例や技術基準類等に関する情報共有。
- (4)その他、本会議の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条

1. 本会議は、第2条の目的を達成するため、大阪府内における国道、府道、市町村道及び高速自動車国道の各道路管理者及び本会議が必要と認めるもので組織する。
2. 本会議には、会長及び副会長を5名置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所長、副会長は大阪府都市整備部道路室道路環境課長、大阪市建設局道路河川部調整課長、堺市建設局土木部土木監理課長、西日本高速道路株式会社大阪高速道路事務所長及び阪神高速道路株式会社管理本部管理企画部保全事業統括課長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。

4. 本会議の構成は「別表－1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、必要に応じ「専門部会」を設置することができるものとする。

(会議の開催)

第5条

本会議の開催は、会長が必要と認めるときに開催する。

(事務局)

第6条

1. 本会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。
2. 事務局は、国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所管理第二課、大阪府都市整備部道路室道路環境課、大阪市建設局道路河川部調整課、堺市建設局土木部土木監理課、西日本高速道路株式会社大阪高速道路事務所統括課及び阪神高速道路株式会社管理本部管理企画部保全事業統括課に置く。

(規約の改正)

第7条

本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条

本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和5年8月7日改正し、当日より施行する。

[改正履歴]平成26年5月23日付け規約は廃止
平成27年6月11日付け規約は廃止
平成27年8月26日付け規約は廃止
平成28年2月8日付け規約は廃止
令和元年7月22日付け規約は廃止
令和3年7月27日付け規約は廃止
令和4年7月28日付け規約は廃止

別表－１【大阪府道路メンテナンス会議 構成メンバー】

令和6年9月24日現在

	所 属	役 職
会長	国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所	所長
副会長	大阪府都市整備部 道路室	道路環境課長
	大阪府都市整備部 事業調整室	事業企画課長
	大阪府都市整備部 池田土木事務所	維持保全課長
	大阪府都市整備部 茨木土木事務所	維持保全課長
	大阪府都市整備部 枚方土木事務所	維持保全課長
	大阪府都市整備部 八尾土木事務所	維持保全課長
	大阪府都市整備部 富田林土木事務所	維持保全課長
	大阪府都市整備部 鳳土木事務所	維持保全課長
	大阪府都市整備部 岸和田土木事務所	維持保全課長
副会長	大阪市建設局 道路河川部	調整課長
副会長	堺市建設局 土木部	土木監理課長
	岸和田市	建設部長
	豊中市	都市基盤部長
	池田市	都市整備部長
	吹田市	土木部長
	泉大津市	都市政策部長
	高槻市	都市創造部長
	貝塚市	都市整備部長
	守口市	都市整備部長
	枚方市	土木部長
	茨木市	建設部長
	八尾市	都市整備部長
	泉佐野市	都市整備部長
	富田林市	産業まちづくり部長
	寝屋川市	都市基盤整備部長
	河内長野市	都市づくり部長
	松原市	都市整備部長
	大東市	都市整備部長
	和泉市	都市デザイン部長
	箕面市	みどりまちづくり部長
	柏原市	都市デザイン部長
	羽曳野市	土木部長
	門真市	まちづくり部長
	摂津市	建設部長
	高石市	土木部長
	藤井寺市	都市整備部長
	東大阪市	土木部長

	所 属	役 職
	泉南市	都市整備部長
	四條畷市	都市整備部長
	交野市	都市整備部長
	大阪狭山市	都市整備部長
	阪南市	都市整備部長
	島本町	都市創造部長
	能勢町	産業建設部長
	豊能町	都市建設部長
	忠岡町	産業まちづくり部長
	熊取町	都市整備部長
	田尻町	事業部長
	岬町	都市整備部長
	太子町	まちづくり推進部長
	河南町	まち創造部長
	千早赤阪村	理事
副会長	西日本高速道路株式会社関西支社 大阪高速道路事務所	所長
	西日本高速道路株式会社関西支社 京都高速道路事務所	副所長
	西日本高速道路株式会社関西支社 阪奈高速道路事務所	副所長
	西日本高速道路株式会社関西支社 和歌山高速道路事務所	副所長
副会長	阪神高速道路株式会社 管理本部 管理企画部	保全事業統括課長
	大阪府道路公社 企画チーム	企画マネージャー
オブザーバー	国土交通省近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省近畿地方整備局 道路部	地域道路課長
	西日本高速道路株式会社関西支社	保全サービス統括課長
	阪神高速道路株式会社 保全交通部	保全企画課長
事務局	公益財団法人大阪府都市整備推進センター	都市整備事業部長
	国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所	管理第二課
	大阪府都市整備部 道路室	道路環境課
	大阪市建設局 道路河川部	調整課
	堺市建設局 土木部	土木監理課
	西日本高速道路株式会社関西支社 大阪高速道路事務所	統括課
	阪神高速道路株式会社 管理本部 管理企画部	保全事業統括課

〔改正履歴〕平成26年5月23日現在の別表-1は廃止
平成27年6月11日現在の別表-1は廃止
平成27年8月26日現在の別表-1は廃止
平成28年6月23日現在の別表-1は廃止
平成29年2月 7日現在の別表-1は廃止
平成29年4月 1日現在の別表-1は廃止
令和2年7月 1日現在の別表-1は廃止
令和3年4月 1日現在の別表-1は廃止

大阪府内の令和5年度点検結果速報[全体]

資料2(1/4)

○令和5年度点検では、橋梁は1,551橋、トンネルは40トンネル、道路附属物等は478施設の点検を実施しました。

施 設 名	管 理 施設数	R5 点 検	判 定 区 分			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
橋 梁	11,476	1,551	934	542	75	0
ト ン ネ ル	122	40	0	36	4	0
道路附属物等	2,952	478	235	221	22	0

道路付属物等：大型カルバート、シールド、門型標識等、横断歩道橋

令和6年4月1日時点

※速報値であり最終的な数字と異なる場合があります。

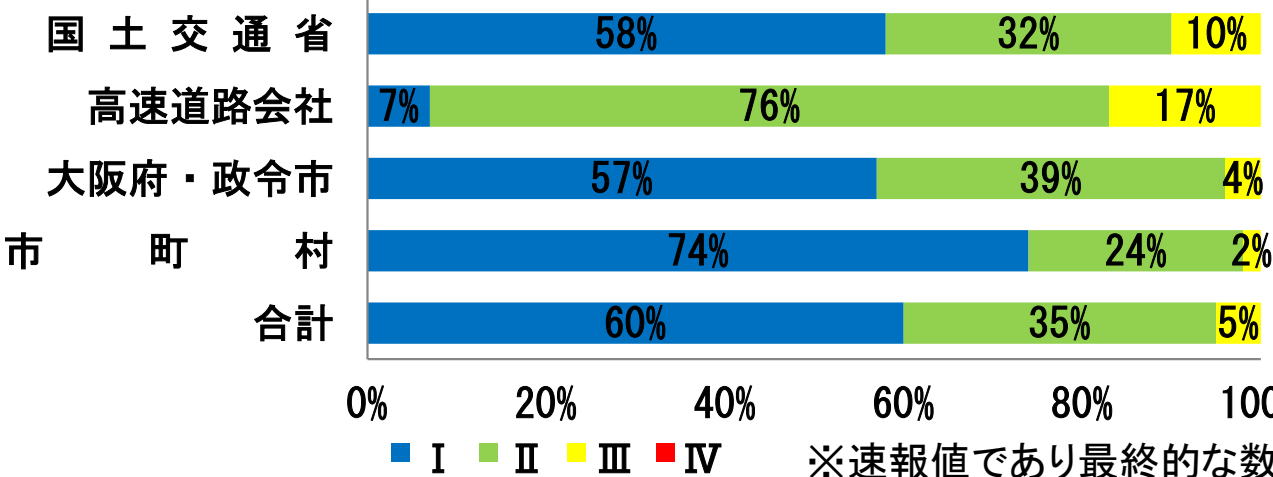
大阪府内の令和5年度点検結果速報[橋梁]

資料2(2/4)

○令和5年度の点検で、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は該当なく、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は75橋（5%）、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は542橋（35%）

管 理 者	管 理 橋 梁 数	R5 点 検	判 定 区 分			
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国 土 交 通 省	448	93	54	30	9	0
高 速 道 路 会 社	841	173	13	131	29	0
大 阪 府・政 令 市	3,863	485	277	189	19	0
市 町 村	6,324	800	590	192	18	0
合 計	11,476	1,551	934	542	75	0

令和6年4月1日時点



※速報値であり最終的な数字と異なる場合があります。 4

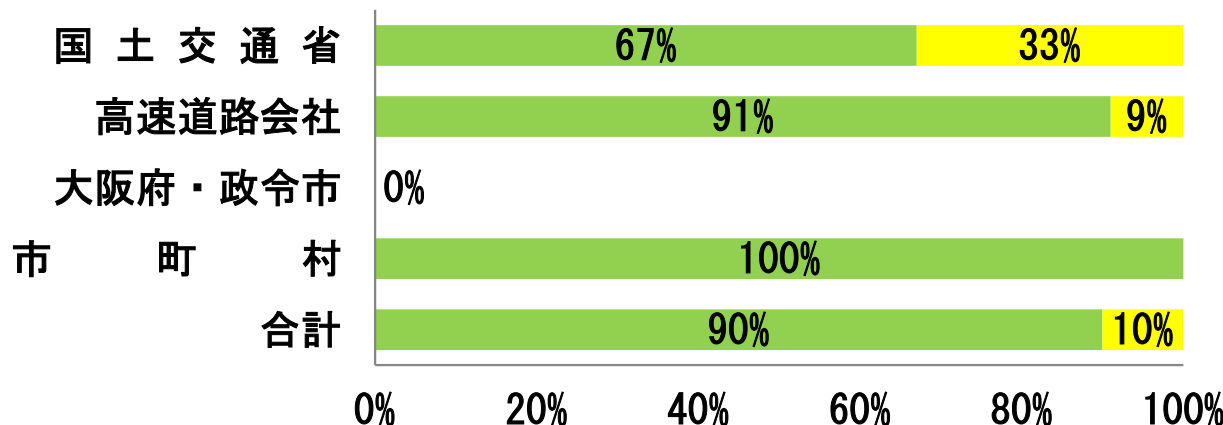
大阪府内の令和5年度点検結果速報[トンネル]

資料2(3/4)

○令和5年度の点検で、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は該当なく、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は4本（10%）、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は36本（90%）

管 理 者	管 理 施設数	R5 点 検	判 定 区 分			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国 土 交 通 省	8	6	0	4	2	0
高 速 道 路 会 社	55	23	0	21	2	0
大 阪 府・政 令 市	43	0	0	0	0	0
市 町 村	16	11	0	11	0	0
合 計	122	40	0	36	4	0

令和6年4月1日時点



■ I ■ II ■ III ■ IV

※速報値であり最終的な数字と異なる場合があります。 5

大阪府内の令和5年度点検結果速報[道路附属物等]

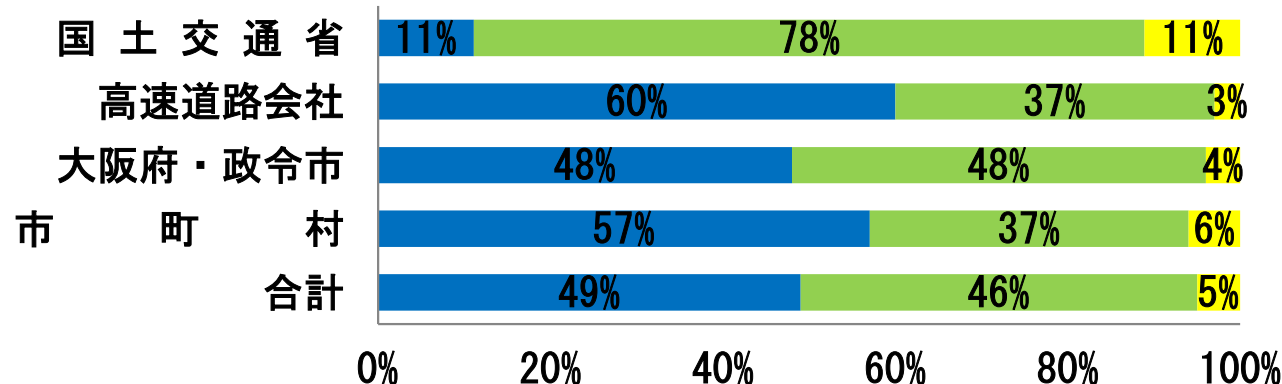
資料2
(4/4)

○ 令和5年度の点検で、判定区分Ⅳ(緊急に措置を講ずべき状態)は該当なく、判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態)は22施設(5%)、判定区分Ⅱ(長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態)は221施設(46%)

管 理 者	管 理 施設数	R5 点 検	判 定 区 分			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国 土 交 通 省	467	79	9	61	9	0
高 速 道 路 会 社	1,247	263	158	98	7	0
大 阪 府・政 令 市	1,097	101	48	49	4	0
市 町 村	141	35	20	13	2	0
合 計	2,952	478	235	221	22	0

道路付属物等：大型カルバート、シールド、門型標識等、横断歩道橋

令和6年4月1日時点



■ I ■ Ⅱ ■ Ⅲ ■ Ⅳ

※速報値であり最終的な数字と異なる場合があります。

令和5年度大阪府道路メンテナンス会議活動報告

資料3(1/3)

	道路メンテナンス会議	道路鉄道連絡会議	跨道施設連絡部会	点検・診断・修繕	支援研修など
4月	近畿管内道路メンテナンス会議 5/20				
5月	第41回事務局会議 6/9			R4年度 点検・診断結果	
6月				点検結果 にもとづく	
7月				修繕実施	
8月	第24回メンテナンス会議 8/7			道路メンテナンス年報 (令和4年度)公表	
9月					
10月					
11月				点検結果 にもとづく	点検技術デモ(岬町) 11/20
12月		確認書変更に向けた調整		修繕実施	
1月					
2月					
3月		確認書変更 締結			

第24回「大阪府道路メンテナンス会議」を開催しました。

～ 令和4年度の点検結果速報を共有 ～
 - 国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 -

令和5年8月7日、大阪府内全ての道路管理者が令和4年度に実施した、橋梁やトンネルなどの点検結果速報について情報共有し、計画的な維持管理を推進していくことを目的に開催しました。

- 【日 時】 令和5年8月7日(月) 午後3時から午後5時まで
 【場 所】 大阪合同庁舎第1号館 第1別館(2階大会議室)
 【参加者】 大阪府下の道路管理者 計71名
 (国、大阪府、政令市、38市町村、高速道路会社2社)
 【議 事】 ①大阪府府内の令和3年度点検結果速報
 ②令和4年度大阪府道路メンテナンス会議活動報告
 ③令和5年度大阪府道路メンテナンス会議活動計画(案)

「大阪府道路メンテナンス会議」とは...

大阪府内における、道路施設の高齢化や老朽化による不具合への対応、施設の大量更新時期への備えなど、道路の維持管理を効率的・効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡・調整を行うことにより、円滑な道路の維持管理の促進を図ることを目的とし、平成26年度に設置した会議です。

(道路法28条の2の定めに基づき設置)

令和4年度点検結果速報[全体] 令和5年4月1日時点

※速報値であり最終的な数字と異なる場合があります。

施設名	管理施設数	令和4年度点検数
橋 梁	11,442橋	3,672橋
ト ン ネ ル	122トンネル	19トンネル
道 路 附 属 物 等	2,959施設	734施設

※道路附属物等:大型カルバート、横断歩道橋、門型標識など

令和4年度までの点検結果に基づき、各施設の修繕を進めます。

(参考)施設の健全性の診断結果の分類(判定区分)は、

I 健全、II 予防保全段階、III 早期措置段階、IV 緊急措置段階 の4区分あります。



会議風景



大阪府
道路メンテナンス会議



国土交通省
 近畿地方整備局

【お問合せ先】

国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所
 〒536-0004 大阪市城東区今福西2丁目12番35号

代表電話番号 06-6932-1421 (受付時間: 15:00～18:00)

ホームページ <https://www.kkr.mlit.go.jp/osaka/>

ホームページ

Twitter



岬町管理の橋梁で点検支援技術の現場デモを実施しました！

- 大阪府泉南郡岬町の田代町長及び町職員等を対象に、橋梁点検の新技术のデモを行いました。(第1部)
又、大阪府内の道路メンテナンス会議構成員を対象に、新技术のデモや意見交換会を行いました。(第2部)
- 新技术の活用は、効率化によるコスト縮減、高度化による品質の向上につながることから、積極的な利用を推進しています。

日 時: 令和5年11月20日(月)
(第一部) 14:30～15:15 (第二部) 15:15～16:20
場 所: 「祇園橋」
デモ技術: ・橋梁等構造物の点検ロボットカメラ
・360度周囲を認識するドローンを用いた橋梁点検支援技術
参 加 者: 岬町田代町長、岬町職員(9名)及び町議会議員(6名)、
大阪府内の道路管理担当者等(7団体7名参加)
報道関係: 6社



【挨拶】田代町長



【挨拶】七澤事務所長



橋梁等構造物の点検ロボットカメラ



360度周囲を認識するドローンを用いた橋梁点検支援技術

【町長のコメント】

「橋梁における点検新技术を実際に現地で見させて頂き、新技术を活用することでかなりの効率化が図れるものと実感した。新技术の導入は効率化だけではなく、人の安全、点検の精度向上、コスト縮減も図れるものだと思う。本町においても新技术の活用に向けて、積極的な検討を進めたい。」

問合せ先

国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 管理第二課
TEL 06-1932-1421 (代表)
岬町 都市整備部
TEL 072-492-2744 (代表)
国土交通省 近畿地方整備局 近畿道路メンテナンスセンター 技術課
TEL 072-800-6222 (代表)

令和6年度大阪府道路メンテナンス会議活動計画(案)

資料4

	道路メンテナンス会議	道路鉄道連絡会議	跨道施設連絡部会	点検・診断・修繕	支援研修など
4月	近畿管内道路メンテナンス会議 5/24				
5月				点検結果 にもとづく 修繕実施	
6月					
7月				R5年度 点検・診断結果	
8月	第42回 事務局会議 8/21			道路メンテナンス年報 (令和5年度)公表	
9月	第25回 メンテナンス会議 9/24				
10月				点検結果 にもとづく 修繕実施	
11月					現地新技術デモ 技術相談対応
12月					
1月		第5回道路鉄道連絡会 議(予定)			
2月					
3月					